

大磯町監査委員職務執行規程

平成2年大磯町監査告示第1号

(総則)

第1条 大磯町監査委員（以下「委員」という。）の職務執行に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(代表監査委員の事務)

第2条 代表監査委員は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 事務局長その他の事務局職員の任命及び給与に関すること。
- (2) 予算見積りの策定に関すること。
- (3) 委員の職務旅行及び事務局長その他の事務局職員の旅行命令に関すること。
- (4) 監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の日程作成及び執行通知に関すること。
- (5) 監査の請求に係る請求代表者証明書の交付に関すること。
- (6) その他委員の庶務に関すること。

(委員の協議)

第3条 委員相互の連絡調整を図るため、協議会又は文書回議を行う。

2 協議会は必要の都度開催し、その通知は代表監査委員が行う。

(協議事項)

第4条 次に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ前条の規定による協議を経なければならない。

- (1) 規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 委員の職務執行の一般方針に関すること。
- (3) 監査等の年間計画に関すること。
- (4) 監査の請求又は要求に基づく監査の実施に関すること。
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第125条の請願に対する措置に関すること。
- (6) 監査等の結果の公表及び報告並びに意見等の決定に関すること。
- (7) 健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）に係る審査の意見の決定に関すること。
- (8) その他委員の職務執行に関し必要な事項に関すること。

(監査等の実施)

第5条 監査等は、その区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項の定めるところによる。

- (1) 定期監査 毎年、財務監査（財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査をいう。以下同じ。）及び行政監査（事務の執行について行う監査をいう。以下同じ。）について行う。
- (2) 随時監査 必要があると認めるときに財務監査又は行政監査について行う。
- (3) 例月出納検査 毎月、現金の出納及び保管の状況について行う。
- (4) 決算審査 予算の執行状況、収入支出事務、財産の取得管理処分等について行う。
- (5) 基金運用状況の審査 基金の額及び基金に属する財産についての異動状況及び現在高について行う。
- (6) 財政的援助団体等の監査 当該援助に係るそのもの出納その他の事務について行う。
- (7) 健全化判断比率等に係る審査 その算定の基礎となる事項を確認して行う。
- (9) 前各号に掲げるもの以外の監査及び審査等 その都度委員が協議して行う。

（実施の方法）

第6条 監査等は、別に定める説明書の提出を求め、関係人の説明を聴取し、帳簿、設計書その他の関係書類及び工事現場その他実物を調査する等の方法により行う。

2 前項の規定による説明書の提出要求、説明聴取、調査等は事務局長に命じて行わせ、その復命を受けた後、必要に応じて説明聴取等により監査することができる。

3 監査等の実施にあたっては、原則として対象機関に対し監査等の種別、期日等をあらかじめ通知するものとする。

（実施基準）

第7条 監査等の実施に関する基準は、別に定める。

（監査計画）

第8条 監査等は、あらかじめ年間計画及び個別計画を定めて行う。

（実施の時期）

第9条 年間計画に定める監査等の実施時期は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 定期監査 毎年4月から翌年2月まで
- (2) 例月出納検査 原則として毎月20日
- (3) 決算審査 受理した日から60日以内
- (4) 基金運用状況の審査 受理した日から60日以内
- (5) 健全化判断比率等に係る審査 受理した日から60日以内

(6) 前各号に掲げるもの以外の監査等 その都度定める。

(公表及び報告)

第 10 条 監査等の結果は、監査等の終了後公表し、報告するものとする。

2 前項の規定による公表及び報告が終了するまでは、監査等の結果を外部に発表することができない。ただし、委員が協議により必要と認めた場合は、この限りでない。

(事務局長の専決)

第 11 条 代表監査委員の権限に属する事務のうち別に定める事項については、事務局長が専決することができる。

(補則)

第 12 条 この告示の実施につき、必要な事項は、委員が協議して定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 30 日監査告示第 1 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 31 日監査告示第 2 号)

この告示は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 8 月 7 日監査告示第 1 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 26 日監査告示第 1 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。